



家族等から十分な育児等の支援が受けられず、出産後の身体回復や育児等に不安をお持ちの産婦さんが、退院後、母子共に医療機関に宿泊し、必要な保健指導を受ける事業です。

1. 対象者

①～③のすべてに当てはまる産後概ね1か月までの産婦さんとその赤ちゃん

- ①村上市に住民票がある方
- ②家族等から十分な育児等の支援が受けられない方
- ③産婦の心身の不調や育児不安のある方

※病気などで治療が必要な方や感染症(インフルエンザ等)の疑いのある方は利用ができない場合があります。

2. 保健指導の内容

- ①お母さんと赤ちゃんの健康管理および生活面の指導
- ②乳房管理
- ③沐浴や授乳等の育児指導
- ④その他必要とする保健指導



3. 利用期間について

原則、7日以内（1泊2日から最大6泊7日まで）（退院後からの利用になります）

4. 委託医療機関

施設名	住所	電話
村上総合病院 地域連携センター(つなごうて)	村上市緑町5丁目8-1	0254-53-2141
関塚医院	新発田市中田町2-17-15	0254-26-1405
富田産科婦人科クリニック	新発田市諏訪町1-2-15	0254-22-1155

※空室状況により、希望通りの利用ができない場合があります。

5. 利用者負担額

利用者の属する世帯の区分	1日当たりの利用者負担額
生活保護世帯	無料
市民税非課税世帯	2,500円
上記以外	5,000円

例：1泊2日の場合  
5,000円×2日＝  
10,000円

※上記金額は、母親と児1人の金額となります。

※利用者負担額決定のため、市が世帯の住民基本台帳及び課税状況や生活保護受給の有無を確認します。しかし、市で確認ができない場合(転入者)は、前住所地から世帯全員の非課税証明書等の資料の提出が必要です。

6. 申込み先

利用を希望される方は直接、医療機関にご相談ください。



7 利用の流れ \*事前申請が必要です。

①申請	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用を希望する医療機関へ相談し申請書を記入してください。 *申請書は委託医療機関や保健医療課、又は市ホームページにあります。</li><li>・委託医療機関が申請書の内容を確認して市へ提出します。 *空室の状況により、希望どおりの利用ができない場合があります。</li></ul>
②利用決定	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請書の内容をもとに市保健師等が体調や育児不安の状況などについてお聞きするためご連絡をいたします。</li><li>・市から産後ケア事業利用決定通知書を送付します。</li></ul>
③利用	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要物品などは委託医療機関にお問い合わせください。</li><li>・利用者負担額を医療機関に直接お支払いください。その他の実費相当額を必要とする場合は、その費用を医療機関にお支払いください。</li><li>・コロナウイルス感染症の流行状況により、面会を制限させていただく場合があります。</li><li>・利用中は、医療機関の規則及び指示事項を遵守して下さい。</li></ul>

【問い合わせ先】

村上市 保健医療課 健康支援室  
〒958 - 8501 村上市三之町1番1号  
電話：0254-53-3364